



女性に対する暴力をなくす運動とは？

配偶者（親密な関係にあるパートナー）等からの暴力、性犯罪、ストーカー行為、売買春、セクシュアル・ハラスメント等は特に女性が被害を受けやすいことから、内閣府では毎年11月12日～25日を「女性に対する暴力をなくす運動」期間としており全国各地で様々な取り組みを行っています。



「女性に対する暴力根絶運動」のシンボル パープルリボン

パープルリボンは「女性に対する暴力根絶運動」のシンボルです。1994年にアメリカ合衆国ではじまり、世界中に広まりました。パープルリボンには「あなたはひとりではないよ」というメッセージがこめられています。



男女共同参画推進センタールミナスでの展示



パープルライトアップ

女性に対する暴力をなくす運動期間には全国で様々なキャンペーンが行われています。

そのひとつとして、全国各地でパープルライトアップが行われています。

全国的に有名な東京タワーやスカイツリー、大阪通天閣など各地の有名なシンボルはもちろんのこと、福岡でも福岡県総合福祉センター（クローバープラザ）、旧福岡県公会堂貴賓館などが紫色にライトアップされています。



DV（ドメスティック・バイオレンス）の種類

配偶者（元配偶者含む）や交際相手の間で行われる暴力を「DV（ドメスティック・バイオレンス）」といいます。

ただの夫婦喧嘩ではなく、相手を**支配・服従**させようとするのが特徴で、お互いに対等な立場で意見を言うことができません。

「殴る・蹴る」の暴力だけではなく、「暴言」などの精神的DV、「生活費を渡さない」などの経済的DVなど様々な種類があります。

身体的暴力

- 殴る、蹴る、ものをなげつける
- ケガをしているのに病院に行かせない



精神的暴力

- 大声でどなる
- 人前で侮辱する
- 無視する



社会的暴力

- 実家や友人とのつきあいを制限し、孤立化させる
- 愛情や嫉妬を言い訳にして行動を制限する



経済的暴力

- 生活費を渡さない
- 外で働くことを妨害する
- 無理に働かせる
- 家計を厳しく管理しお金を使わせない



子どもを利用した暴力

- 子どもに暴力を加えたり、見せたりする
- 子どもに中傷や非難をさせる
- 子どもに危害を加えると言っておどす

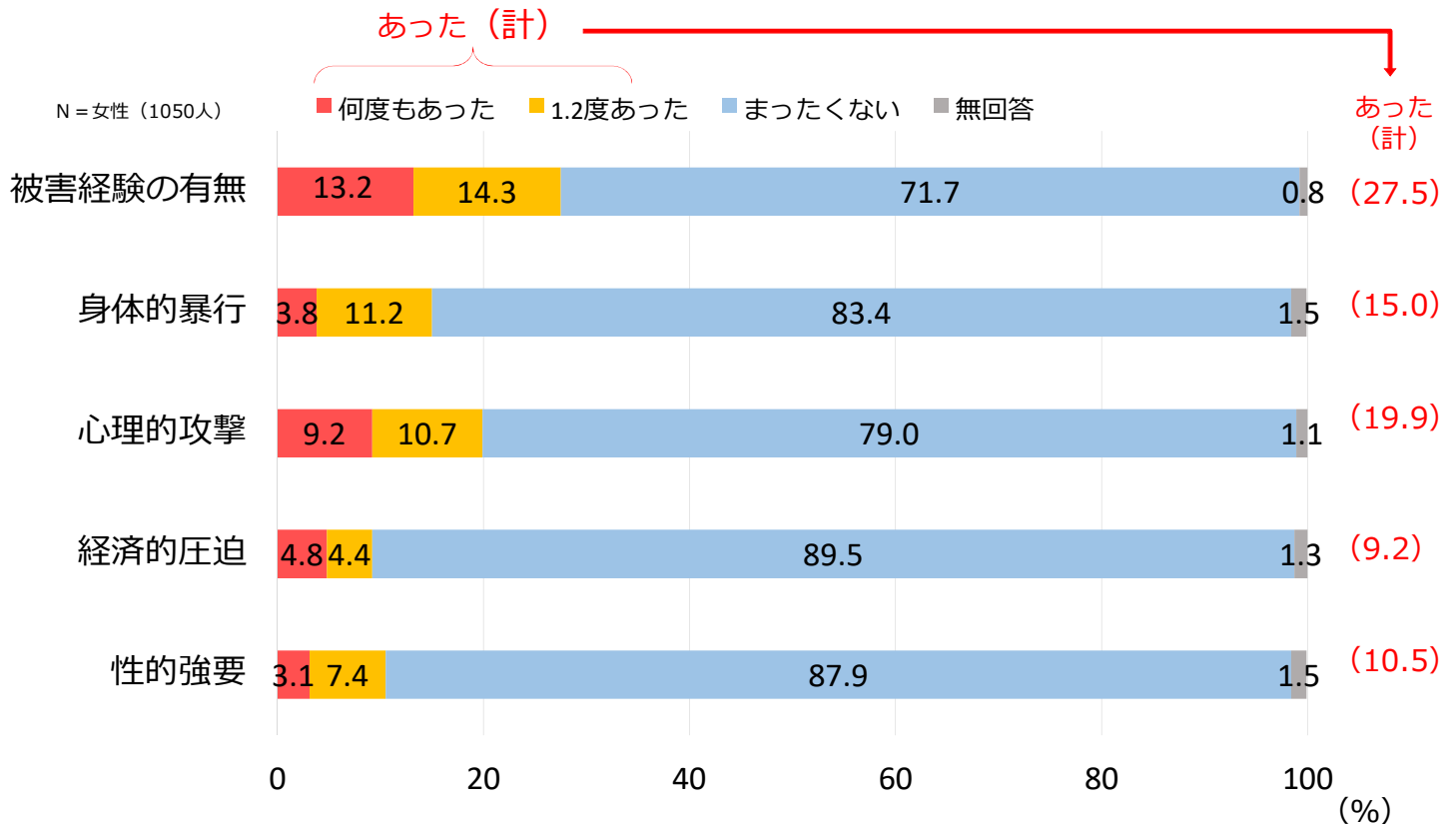
性的暴力

- わいせつな画像を無理やり見せる
- 避妊に協力しない
- 中絶を強要する
- 下着姿や裸の画像をインターネット上に公開する



配偶者からの暴力の被害経験

内閣府の調査では、女性の**27.5%**は配偶者から暴力を受けたことがあり、女性の**13.2%**は何度も受けたと回答しています。



内閣府男女共同参画局：「男女間における暴力に関する調査」(令和6年3月公表) 抜粋

身体的暴行

殴る、蹴る、物を投げつける、突き飛ばす、体をおさえつける、首を絞めたりするなどの身体に対する暴行など

心理的攻撃

人格を否定するような暴言、交友関係や行き先、電話・メールなどを細かく監視・制限したり、長期間無視するなどの精神的な嫌がらせ、あるいは、自分もしくは自分の家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫など

経済的圧迫

生活費を渡さない、給料や貯金を勝手に使われる、外で働くことを妨害されるなど

性的強要

嫌がっているのに性的な行為を強要される、見たくないポルノ映像等を見せられる、同意していないのに性的な画像・動画を撮影される、避妊に協力しないなど

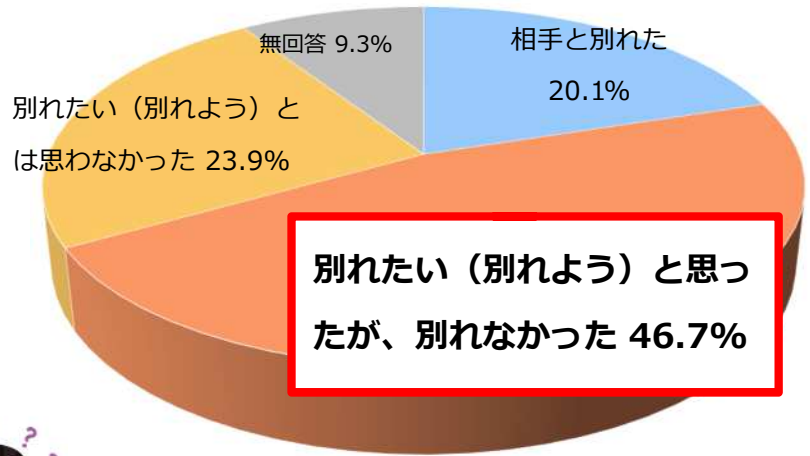




配偶者から被害を受けた時の行動

DV被害を受けた人の中で、パートナーと別れた人は20%と少数です。

46.7%の人が別れたい（別れよう）と思ったが、**別れなかった**と回答しています。

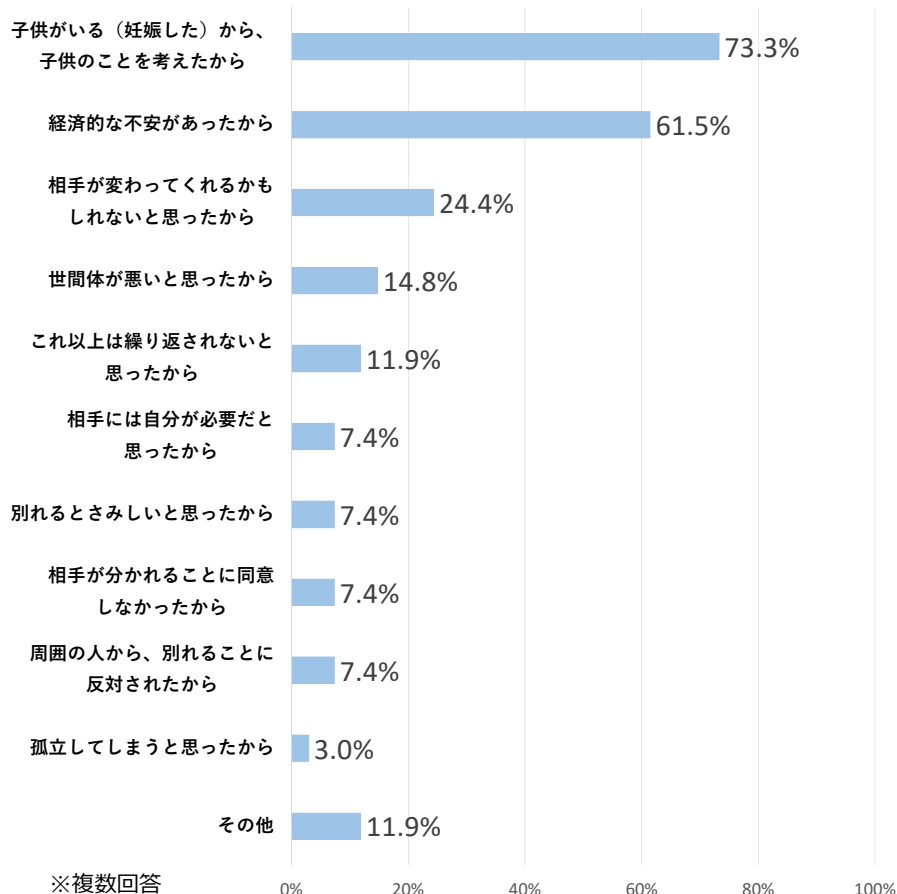


内閣府：「女性に対する暴力の現状」（令和6年9月公表）抜粋



配偶者と別れなかった理由

DV被害を受けても、パートナーから逃げない・別れない理由は「子どもがいる・子どものことを考えた」「経済的な不安」が上位となっています。



逃げる・別れる決心をすることは容易なことではありません。子どものことや逃げた後の生活など、さまざまな不安をかかえているのです。

また、DVを受け続けることで、逃げる気力、判断能力が失われてしまうこともあります。

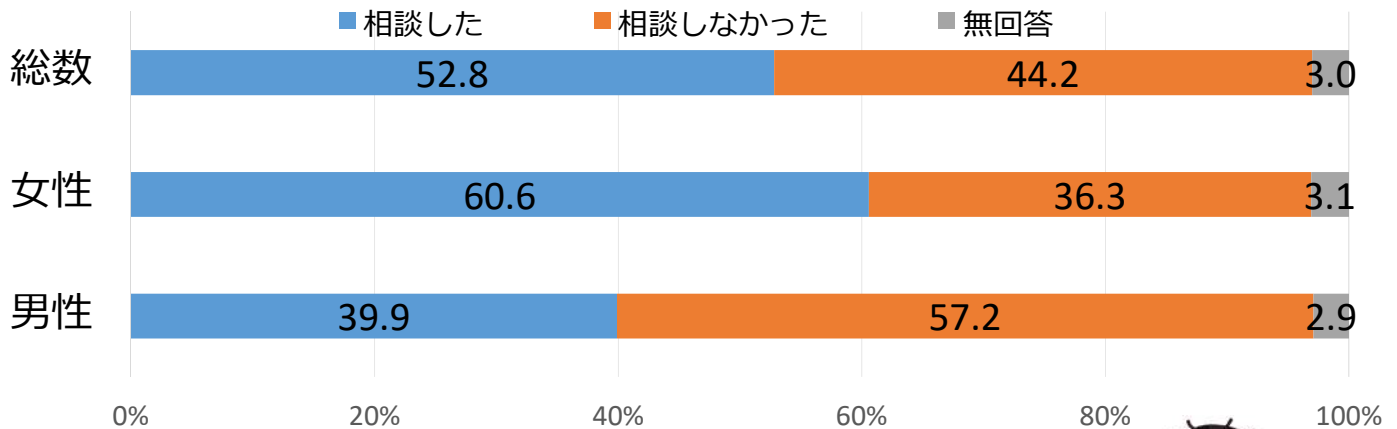


内閣府：「女性に対する暴力の現状」（令和6年9月公表）抜粋



配偶者からの暴力の相談経験

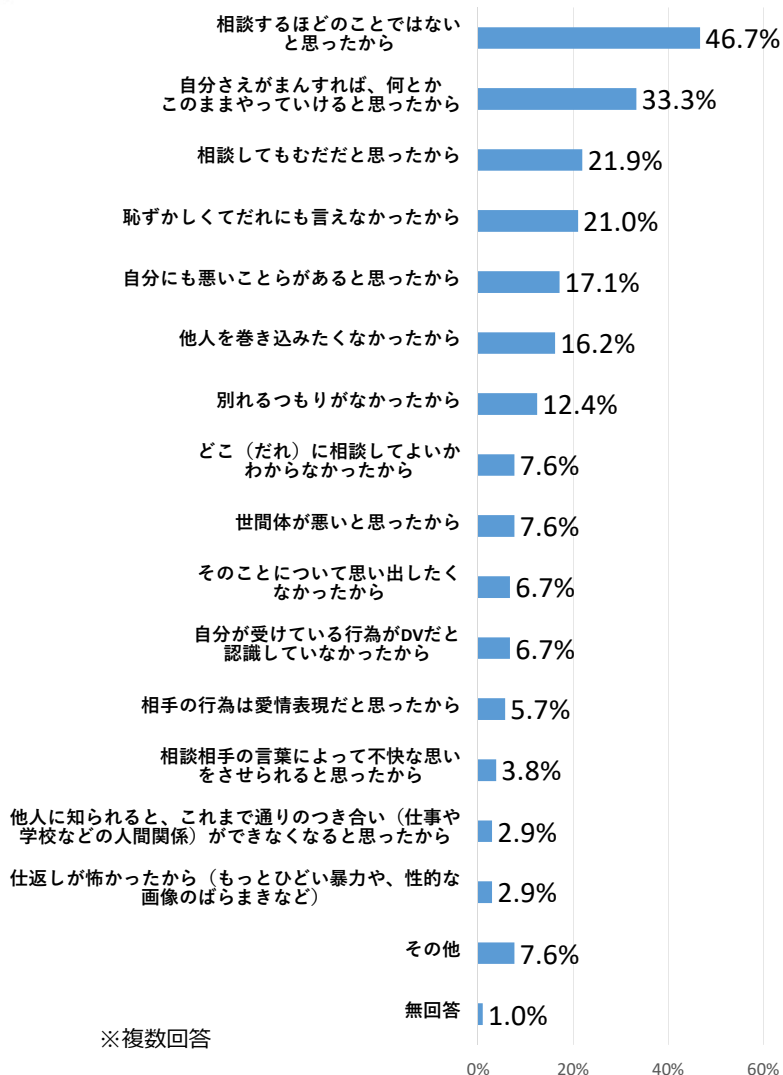
女性の36.3%、男性の57.2%はどこ（だれ）にも相談しなかったと回答しています。



内閣府：「男女間における暴力に関する調査」（令和6年3月公表）抜粋



相談しなかった理由（女性）



※複数回答

内閣府：「男女間における暴力に関する調査」（令和6年3月公表）抜粋

繰り返し行われる脅しや暴力は「自分ではどうにもできない」という無気力感やあきらめ感を引き起こします。

どんな理由でも暴力は問題解決の手段にはなりません。

もしあなたが相談を受けたら「あなたは悪くないよ」と被害者の心に寄り添い、専門家への相談を勧めてください。



パートナーとの関係が対等かどうかチェックしてみましょう

あてはまる項目があると、相手からコントロール（支配）されている可能性があります。ご注意ください。

- ☐ 大声で怒鳴られる
- ☐ 「誰のおかげで生活できるんだ」「かいしょうなし」などと言われる
- ☐ 家族や友人とのつきあいを制限される
- ☐ 無視される
- ☐ 人の前でバカにされる
- ☐ 命令するような口調で言われる
- ☐ 「お前は何もできない、ダメだ」など見下される
- ☐ 大切にしているものをこわされたり、捨てたりされる
- ☐ 生活費を渡してもらえない
- ☐ 「外で働くな」と言ったり、仕事を辞めさせられたりする
- ☐ なぐるそぶりや、物をなげつけるふりをして、脅される
- ☐ 些細なことで怒り、長時間説教される
- ☐ 着信履歴やメールなど、スマホの中身を常にチェックされる
- ☐ 大量のメールや着信があり、すぐに反応しないと怒られる
- ☐ いやなのに性行為を強要される
- ☐ 避妊に協力してくれない



パートナーと一緒にいるとなんだか辛い、苦しいと感じたら、それはあなたの心が傷ついているのです。我慢せずに専門家に相談しましょう。



市の相談窓口

太宰府市女性相談窓口

女性が抱える悩みや困りごと全般について、女性相談員が相談をお受けします。
あなたらしい解決の糸口を、相談員と一緒に考えてみませんか。

電話 ☎ 092-921-2121（内線474）

相談方法 電話または面談（要予約）

相談日時 月～金 9時～16時
（祝日、年末年始を除く）



ちくし女性ホットライン

DV、家族や知人とのトラブルなどに悩む女性を対象にした電話相談です。
ひとりで悩まずご相談ください。

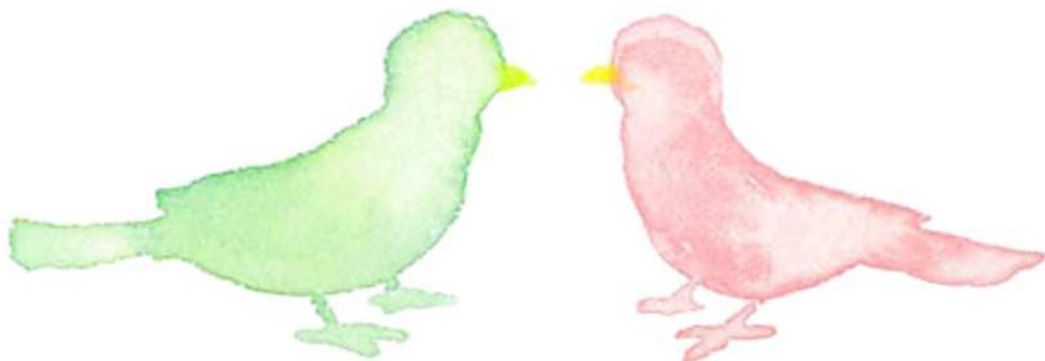
電話 ☎ 092-513-7335

相談方法 電話による相談

相談日時 月・水・木・金：12時～19時
土：10時～17時
（祝日・年末年始を除く）



※筑紫地区5市で共同設置し、NPO法人アジア女性センターに委託して実施しています。



その他の相談窓口一覧

相談窓口	電話番号	相談日	相談内容など
福岡県女性サポートホットライン	☎070-4442-3893	9:00～17:00（年末年始除く） 面談(来所・出張)は要電話予約	生活困窮、性暴力・性犯罪被害、予期せぬ妊娠、DVや虐待、孤立・孤独など、日常生活や社会生活を円滑に営む上で、困難な問題を抱える女性であれば、年齢、障がいの有無、国籍等を問わず、性的少数者を含め、支援の対象者となります。
あすばる相談ホットライン	☎584-1266	火～日曜・月曜日(月は祝日のみ) /9:00～16:30 (8/13～15・年末年始を除く) ※金曜（祝日除く）は18:00～20:30も相談できます	配偶者・パートナーからの暴力、家族や対人関係の悩みなどの総合相談。女性相談員がお受けします。メール相談もあります。詳細はHP参照。 「あすばるメール相談」 https://www.asubaru.or.jp/108185.html
あすばる相談ホットライン 男性のための電話相談	☎584-4977	第1・3土曜日14:00～16:00 第2・4金曜日18:00～20:30 (祝日除く)	配偶者・パートナーからの暴力、家族や対人関係の悩みなどの総合相談。男性臨床心理士がお受けします。
配偶者暴力相談支援センター（筑紫）	☎584-0052	月～金曜/8:30～17:15 (祝日・年末年始除く)	配偶者・パートナーからの暴力についての相談
男性DV被害者のための相談ホットライン	☎070-4410-8502	火・木曜/18:00～21:00 土曜/10:00～13:00 (年末年始除く) 来所による相談は要予約	配偶者・パートナーからの暴力についての男性専用相談 ・男性相談員がお受けします
LGBTの方のDV被害者相談ホットライン	☎080-2701-5461	第1日曜/14:00～17:00 第3水曜/18:00～21:00 (年末年始除く)	LGBT（セクシュアルマイノリティ）の方を対象とした、パートナーからの暴力についての相談
筑紫野警察署	☎929-0110	※緊急時は迷わず 110番に通報してください	配偶者からの暴力、性犯罪の被害や捜査、売春強要、人身取引、つきまとい、ストーカー行為の被害などについての相談
福岡県警察 犯罪被害者相談電話「心のリリーフ・ライン」	☎632-7830	月～金曜/9:00～17:45 (祝日・年末年始除く) 面談での相談は要電話予約	犯罪の被害にあわれた方の心のケア
性暴力被害者支援センター・ふくおか	☎409-8100	24時間 365日(年中無休)	同意のない性的な被害にあわれた方や被害後の心や体の変化に悩んでいる方を支援する相談窓口
福岡労働局 総合労働相談コーナー	☎411-4764	月～金曜/9:00～17:15 (祝日・年末年始除く)	職場における労働条件やセクハラなど労働のあらゆる分野についての相談。女性の相談員がいます。外国人労働者等からの多様な言語による相談も可能。